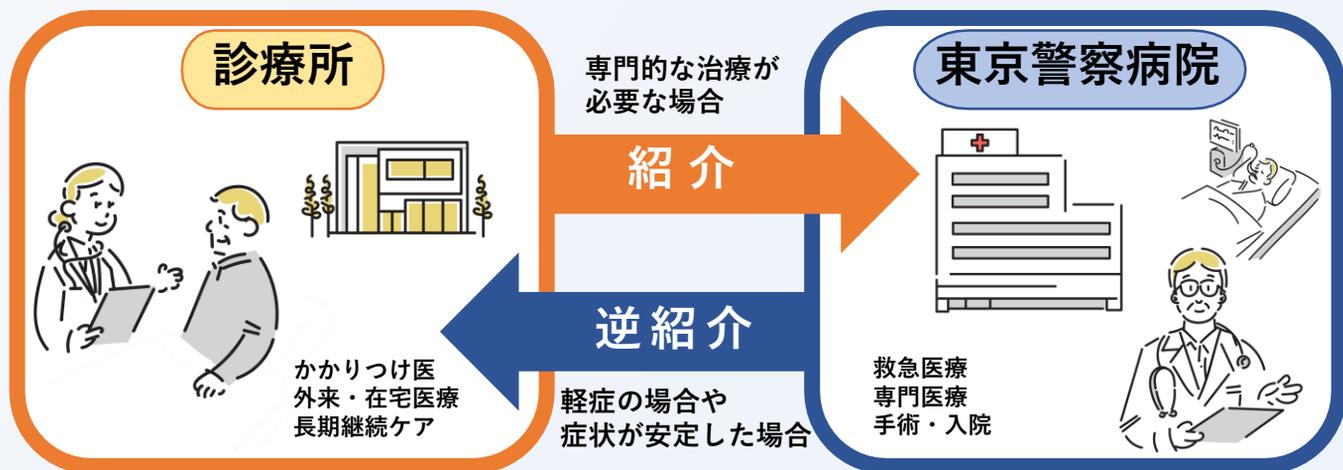


かかりつけ医を持ちましょう。

治療後はかかりつけ医に逆紹介いたします。



入院から在宅まで切れ目のない医療を提供するための取り組みとして、診療所(かかりつけ医)と大病院の医療の機能を分け、病院と診療所が連携して診察するよう、厚生労働省から指示されました。

「かかりつけ医」とは

日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近なお医者さんのことです。

当院受診中でかかりつけ医をお持ちでない方は担当医にご相談ください。
通院しやすく、患者様の病状にあったお近くの医療機関を探すお手伝いをいたします。

初診の方は紹介状をお持ちください。

紹介状なしで受診された場合、特別な料金が発生します。

当院は令和5年8月1日付で「紹介受診重点医療機関」に指定されました。
紹介受診重点医療機関においては、国より下記内容で選定療養費(特別な料金)の徴収が義務付けられています。令和6年2月1日から、下記のとおり選定療養費の取り扱いが変更となります。
制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

初診時選定療養費

・「紹介状なし」で受診される方

7,700円(税込)

※当院通院中であっても、別症状で他の診療科を「紹介状なし」で受診する場合も対象です

再診時選定療養費

3,300円(税込)

※症状が安定し、担当医が他の医療機関へ紹介後も、当院での受診を希望される方

